

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準

(22) 長野東地区(2)

1 A地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 広告物は壁面広告物（懸垂広告を含む）、地上設置型広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。			
(2) 壁面広告物は、集合化し、建物と一体感を持たせたデザイン、色彩、素材とする。			
(3) 照明装置を使用する場合は、周辺環境に十分配慮する。また、ネオン管広告物は隠蔽型とし、点滅広告は設置しない。			
(4) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。			

2 B地区

屋外広告物の表示に関する重点地区の基準		チェック	備考
(1) 広告物は自家用のみとする。			
(2) 地上設置型広告物、壁面広告物のみとし、屋上広告物、突出広告物、立看板、窓面広告物、広告旗等の掲出は行わない。			
(3) 表示面積の合計は30㎡以下とする。			
(4) 広告物の取付位置は地盤面より高さ10m以下とする。			
(5) ただし、期間を定め表示するもので、まちなみに配慮したものはこの限りではない。			